

第5回市民会議議事概要

(平成27年11月2日 午前10時—12時)

(要旨)

第5回市民会議では、「成人年齢引き下げ問題」及び「会名変更の広報」が議題とされた。

前者については、公職選挙法の改正により18歳以上に投票権が与えられることを受け、少年法の適用年齢の引き下げが議論されているところであるが、会議では、適用年齢の引き下げの可否及びこの問題に関し、弁護士会に求められる活動について議論がなされた。

議論では、現在の日本の社会は、諸外国と比較すると若者の社会への関わり方に幼稚なところがあるとともに社会全体も未成熟な状況の下で、少年法の適用年齢引き下げが議論されているところに問題があることが指摘され、さらに、社会がより成熟したものになることが必要ではないかという見解も示された。後者については、平成28年4月1日より、「横浜弁護士会」の名称が「神奈川県弁護士会」に変更されることに伴い、弁護士会が行う広報活動に関し、市民委員から様々な提案、助言がなされた。

(出席市民会議委員)

議長 池田 龍彦
副議長 佐藤 奇平
柿本 章子
金井 克之
篠原 正治
早川 寛
吉田 雄人

第1 竹森裕子会長挨拶

本日は足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。今回のテーマは「成人年齢の引き下げ問題」及び「会名変更の広報」となりますので、皆様からのいろいろなご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

第2 議事

1. 成人年齢の引き下げ問題

子どもの権利委員会元委員長山崎健一会員がオブザーバーとして出席した。

山崎会員からは、公職選挙法改正等を契機として少年法の適用年齢引き下げ問題が議論されるようになった経緯、引き下げに反対する弁護士会の活動及び少年法適用年齢引下げ賛成論・反対論と成人年齢の諸外国の例について、事前に配布されたレジュメ

に基づき説明がなされた。

池田議長：議論に先立ち、レジュメ等に疑問点があれば整理しておきたい。例えば、
　　虞犯少年という言葉が出てくるが、これはどのような概念か。

山崎会員：虞犯とは、それ自体犯罪でなくとも、少年の置かれた状況等から将来犯罪
　　に関わるおそれのある少年につき、少年法の手続きに乗せるというものである。
　　例として、女子少年が暴力団から性風俗業に利用され、薬物犯罪等に関わったり
　　するおそれがある場合などがある。

吉田委員：少年法の適用年齢の引き下げについて、社会的なコスト、税収等経済的な
　　コストという観点から議論がなされたことはあるか。

山崎会員：民法の成人年齢に関する法制審議会では、高齢化の中で若者が社会を支え
　　て行かなければならない、という視点からの議論がなされていたことはあるよ
　　うに記憶している。

池田議長：山崎会員の説明によれば、世論調査では8割が引き下げに賛成という結果
　　が出ているものもあるとのことであったが、弁護士会は各単位会、日弁連が反
　　対している。市民委員の皆さんの忌憚のない意見を伺いたい。

柿本委員：個人的には、少年法の適用年齢引き下げに反対である。世論調査では、少
　　年法の適用年齢引き下げに8割が賛成と聞きおどろいている。現実では、少年
　　の凶悪犯罪は減っているとのことだが、報道のされ方によって市民は影響を受
　　けるのではないか。

篠原委員：18歳以上で参政権を得て、国に意見を出す立場になるという意味で大人
　　の扱いを受けることになるが、少年法を適用するか刑法を適用するかは難しい
　　問題であると思う。そこで、例えば、凶悪事件については大人の扱いを受ける
　　というように柔軟な対応をすることはできないか。

山崎会員：現在の少年法では、重大な犯罪等について、大人と同じ刑事裁判を受ける
　　のが相当な場合には、事件を検察官に送る「検察官送致」という制度がある。
　　また、その後の刑事裁判において、やはり少年法の処分のほうが相当と判断さ
　　れると、事件を再び家庭裁判所に戻すこともできる。現行少年法は、個別の事
　　案に応じて柔軟に適応できる制度であると考えている。

早川委員：資料によると凶悪犯罪は減っているとのことであるが、その背景はどのよ
　　うなものか。

山崎会員：20年ほど弁護士をしていての実務感覚だが、初期のころは暴走族の案件
　　などが多かった。最近では、比較的少年たちがおとなしく、内向的になり、暴力
　　的な事件が減っているという印象がある。また、発達障害や虐待を受けた経験
　　等、難しい問題を抱えた子どもたちが多いように感じる。

吉田委員：感情的には、投票権があるのであれば刑罰も大人と同じようにうけるべき

という意見も理解できる。

何歳から大人かという議論だけでなく、経済的なコストといった切り口から検討することも良いのではないか。

金井委員：30年ほど前は周りにも暴走族がいたが、そのころの少年のほうが今の少年よりも大人だったのではないかという印象がある。

世論調査についてだが、報道等で最近少年犯罪が増えているというような一言が加えられることで、少年犯罪が増えているような印象を受けてしまうので、正しい情報を受けた上で判断することが求められているのではないか。

佐藤副議長：世論調査に関するご意見は報道に身を置く立場の者としても感じている。報道では、通常でない事件、目新しい事件を大きく広げて報道されがちであり、川崎の事件などは格好の素材となってしまった。加害少年の凶悪性が強調され、凶悪犯罪が増えているとか、少年犯罪全体が増えているかのような印象を与えてしまったのではないか。

世論調査は客観的なデータがとれるように工夫はされているが、金井委員の指摘するように印象によって左右されてしまうことはあるかもしれない。

個人的には少年法の年齢引き下げには反対である。諸外国では選挙権と刑法の適用年齢が一致している国が7割程度で、一致していない国は3割程度であり、国としてどちらを選択するかという問題である。最初に権利を与え社会参加を促し、心身ともに成熟した段階で義務を与えるという考え方も良いのではないか。24、5歳までは大人として成熟しているとはいえない面もあるので、自己責任で弾いてしまってよいのかは疑問である。それぞれ法の目的も異なるので、選挙権を与えられる年齢が引き下げられるからといって少年法の年齢まで引き下げる必要はないのではないか。

篠原委員：18歳と20歳はどこが違うかというところとそれほど変わらないと思う。18歳以上が大人という考え方は良いが、そうするのであれば、段階的に、教育の中で、しっかりと18歳以上は大人なのだという考え方を定着させていかなければならない。

池田議長：金井委員からも成熟度が昔と違ってきているという指摘もあり、現状は社会全体の幼稚化とも言えるかもしれない。社会全体の問題として考える必要があるのではないか。

ところで、現在の少年事件で、逆送は例外だと思うが、年齢引き下げでこれがどのように変わるのか。

山崎会員：少年法の年齢を引き下げたうえで、18歳・19歳を含む若年者には少年法の処分のような措置もとれるようにすべきとの意見もある。成人の刑事事件についても、刑罰の多様化が議論されており、また、罪に問われた者を福祉につなぐ「入口支援」も実践されている。そのような中で、若者層についても、

成年と少年という区分けだけでなく、その中間層についてどのように対応するか、といった議論も今後予想される。

池田議長：少年法の適用年齢の引き下げの問題につき、社会全体のためという視点からはどのように考えるか。

竹森会長：少年法の適用年齢の引き下げにより、18歳から20歳までの少年が、必要である援助・指導を受けられないことによって更生の機会が失われることとなれば、再犯者が増え、結果的に社会全体のためにならないと考える。

金井委員：18歳以上に選挙権が与えられることは、投票に行き、選ばれた人の言うことを聞くという義務を伴うものであるが、刑罰の問題は直接関係ないのではないか。若者からすれば、刑罰の問題のみが取り上げられ、18歳以上で大人と同じ刑罰が科せられるにもかかわらず、飲酒、喫煙が許されないことに若者は不満を抱いていないだろうか。若者の意見も参考にしようか。

早川委員：飲酒、喫煙が20歳以上とされているのは健康への影響等から合理性があると考えられている。少年法の引き下げについても、犯罪の予防の効果という観点から議論がなされるべきではないか。

山崎会員：少年の手続きは「甘い」という指摘がなされることがある。しかし、少年は鑑別所で、性格面や成育歴、交友関係等、相当踏み込んだ調査をなされる。覚せい剤事案を例にすれば、成人では初犯であれば執行猶予とされることが多いが、少年の事案ではかなりの割合で少年院に送られる。少年院においても、24時間態勢で内面にまで踏み込んだ教育がなされている。このような教育には再犯抑止効果があり、現在の少年法の手続きや処分は優れていると考えられる。

佐藤副議長：少年法の年齢引き下げの議論には、被害者に比べ加害者が保護され過ぎているという印象を一般の人々が持っていることにも原因があると考えられる。個人的な意見であるが、川崎の事件を例にとると被害者が苦しんでいるのに加害者は氏名も公表されていないという状況で、両者を天秤にかけて厳罰化を求める動きが出ているのではないかと考えている。そうであれば、厳罰化ではなく、被害者を公的にサポートすることによって対応するべきではないか。

山崎会員：川崎の事件に関しては、報道が行きすぎたので、横浜弁護士会としては、加害者について実名報道を禁止する法令に反していることを批判する会長声明を出すとともに、被害者についても、プライバシーを侵害し、さらには親族までも批判するような報道がなされたことを問題とする会長声明を出している。

竹森会長：川崎の事件の被害者支援については、当会犯罪被害者支援委員会が神奈川県警川崎警察署から感謝状を贈呈されるなど評価を受けている。当会は、被害者支援について進んでおり、積極的に活動している。

池田議長：ところで、吉田委員ご指摘の経済的インパクトからの切り口という視点は、精神的な成熟度等も関連する成人年齢の引き下げ問題を議論する上で難しいと思うが、その点はどうか。

吉田委員：国民年金の納付年齢の引き下げにより、年金制度が維持されるなど、経済的な切り口から検討できる面もあると思う。

山崎会員：子どもと接していると、貧困、虐待など家庭内に問題を抱えるケースが増えているように感じる。このような子どもたちが対象となる児童福祉法の自立生活援助事業についても、数年前に18歳から20歳に引き上げたばかりなのに、今回の議論で、また18歳に引き下げるという意見があり、児童福祉の現場では危機感を強めている。児童福祉法で保護の対象となる子と少年事件の加害者となる子は重なることも多く、児童福祉と少年非行は表裏の問題ということもできる。教育をして成熟を促す必要があるという意見もあるが、このような子どもたちへの教育のみでは十分でなく、親も含めた家庭の支援・教育の必要性も感じることもある。

佐藤（正）副会長：成人の事件では何かのきっかけで更生することはあっても、一般的に更生が難しいという印象を受ける。これに対し、少年事件は、全件が家裁に送致され、少年に反省の機会が与えられ、また、鑑別所での手当が充実しているので、成人の事件よりも更生が期待できると考えている。

杉本副会長：少年法の年齢引き下げの問題は、公職選挙法の年齢の問題とバーターに捉えるべきではない。一定の年齢までは、成人とは異なる特別の措置が必要であることは否定されないと思う。問題はそのラインをどこにするかということであり、その点をきちんと議論すべきである。

坂本副会長：当番弁護等で罪を犯した少年に接すると、幼い印象を受ける子が多い。18歳以上は大人という考え方もあるが、非行に走る子どもは精神年齢が低いことも多いので、そのような子を少年法の対象から外すことになる引き下げには反対である。

池田議長：現在の日本の社会は、諸外国と比較すると、若者の社会への関わり方などに幼稚なところがあると感じる。このような未熟な社会で少年法の年齢引き下げが議論されているので、日弁連、弁護士会が反対をするというのは理解できる。しかし、根本的には社会がより成熟したものになるよう議論がなされなければならないと考える。

山崎会員：子どもの社会は大人の社会の鏡だと思う。子どもだけが未成熟になっているわけではない。子どもだけを成熟させることはできないので、社会全体が変わる必要がある。

佐藤副議長：教育が重要な役割を担うと考える。少年法の年齢引き下げがやむを得ないのであれば、小学校に入学する6歳から高校を卒業する18歳までカリキュ

ラムを組み準備をするなど、時間をかけてバックアップをする必要がある。

池田議長：少年法の年齢引き下げに世論の8割が賛成とのことだが、市民会議に出席しておられる委員各位の意見を聞く限り、必ずしもその割合通りになってはいないように思う。市民委員の皆さんから貴重な意見をいただき、これらの意見を参考に、成人年齢の引き下げに関して、より議論を深めてほしい。

2. 会名変更の広報

平成28年4月1日より当会の名称が「神奈川県弁護士会」に変更されることに伴い、①名称が変更されることの周知、②弁護士会が県民のために役立つ組織であることのアピールのための広報を予定しており、有効な広報の方法につき市民委員の意見を求めた。

なお、現時点では、「会名変更ワーキングチーム」を立ち上げ、来年4月1日午前中に式典の開催、午後の新理事者就任披露パーティー時の式典の開催のほか、自治体の広報誌への掲載、名刺広告、記念グッズの配布等が検討されている。

竹森会長：会名変更の広報も兼ねて、4月から県内の全自治体三十数か所を訪問している。会名変更をご存知か尋ねると、首長さんでもご存じなのは3分の2程度であり、一般の市民はなおさらなので、有効な広報の方法につきご意見をいただきたい。

柿本委員：会名変更が決議された当日、司法書士のフェイスブックにも載せられており、SNSはスピード感があると実感した。これまで弁護士会は、市民にとってあまり馴染みがなかったもので、会名変更を機会に、市民に弁護士会のアピールも是非お願いしたい。

金井委員：個々の会員の名刺に会名変更を記載してはどうか。

坂本副会長：会長、副会長の名刺には記載されている。また、今年度から各委員会の役職者に名刺を配布しており、そこには会名変更は記載されている。ただ、個々の会員が自費で作成している名刺に会名変更を記載させることは難しいのではないか。

金井委員：スタンプを用意し、個々の会員に使用してもらうなど費用のかからない方法もあると思う。

佐藤（正）副会長：MLを利用して、個々の会員の年賀状に入れてほしいという呼びかけをすることも考えている。

柿本委員：愛知県弁護士会の例のように、会名変更後も周知がなされるまでしばらくの期間はホームページなどで「横浜弁護士会」でもアクセスできるようにしておくことが望ましい。

佐藤副議長：横浜弁護士会から神奈川県弁護士会に変更されることから、記念行事は神奈川県横浜以外の場所で行うのが良いのではないか。また、県民にとって、

会の名称自体は重要なことではないので、弁護士会が県民に役立つというアピールをする機会にしたら良いと思う。

池田議長：会の名称自体は県民にとってあまり重要ではないかも知れないが、これを機会に、講演会やジャズ演奏会などを開催するなどして、県民にとって弁護士会がより身近になるような新しい制度などをアピールできれば良いと思う。

また、横浜港振興協会が市の委託で実施している横浜港クルーズは無料で実施することができ、300名くらいが参加できる。このようなものを利用して名称変更記念クルーズを実施するなども考えられる。

柿本委員：兵庫県弁護士会のような懸賞論文は、市民にとって敷居が高いように思う。

懸賞論文を実施する場合には、会報ではなく一般紙に載せる方が良いと思う。

池田議長：会名変更に伴う事務作業だけでも大変な作業だと思うが、これを機会にぜひ県民へのアピールの機会としていただきたい。

第3 木村良二広報推進員会委員長閉会挨拶

本日は、お忙しい中お集まりいただき、貴重なご意見をありがとうございました。成人年齢の引き下げについては議論が錯綜しているところでもあり、事前にお配りした資料も大部でありご苦勞をおかけしましたが、いただいたご意見を参考に、検討してまいりたいと思います。また、会名変更についても、名称の変更だけでなく、弁護士会自体のアピールができるよう協議を重ねていきたいと思っています。

第4 次回市民会議

次回市民会議は、平成28年3月ころに実施する予定である。

以上